

一般社団法人日本応用地質学会

共催・協賛・後援等の依頼及び応諾に関する規程

令和4年12月21日 制定
令和5年 9月14日 改定
令和7年 2月19日 改定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下、「この法人」という）の共催・協賛・後援等の依頼及び応諾について規定する。

(適用範囲)

第2条 本規程は、この法人に関連ある団体より、その団体が主催する講演会・講習会・シンポジウム・見学会等に対し、共催・協賛・後援等の依頼を受けた場合の取扱い及び依頼する場合の取扱いについて定めるものである。

(適用基準)

第3条 共催・協賛・後援等の依頼及び応諾は次に挙げる事項（①～④）に則っていることを基準として、個別に判断する。ただし、政治活動、宗教活動及び営利を目的とする行事および公序良俗に反する事業は対象としない。

- ① この法人の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
- ② この法人の多くの会員の利益に資すると認められるもの。
- ③ 特定の団体の宣伝など、少数者の利益を目的としないもの。
- ④ 行事の目的・内容などがこの法人の進展に貢献するもの。

(用語の定義)

第4条 本規程で使用する各用語は、その内容から以下の通り定める。

- 1) 「主催」とは、この法人が事業の主体となり、この法人の責任においてその催しを開催することをいう。すなわちこの法人が催しの企画から運営および予算を含め全ての責任を有する。
- 2) 「共催」とは、この法人を含む複数の機関が催しの事業主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものである。共催団体とは、原則として共催金を拠出するものであり、企画当初から、内容、運営、経費負担等について協議を行う団体をいう。
- 3) 「協賛」とは、この法人以外の団体が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義ではあるが、協賛金または労務提供等の負担を伴う場合があり、後援に比べてその催しへのこの法人の関与の度合いの程度が大きい場合をいう。
- 4) 「後援」とは、この法人以外の団体が開催の主体になる事業について、この法人がその催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

名称	事業主体	責任	予算
共催	○共催団体と共に主体となる	○共催団体と共に責任を負う	○原則として費用負担を負う
協賛	×	×	○費用負担を負う場合がある
後援	×	×	×

(申請・手続き)

第5条 共催・協賛・後援等の依頼は、原則として開催日の1ヶ月前までに、主催団体の代表者より第6条に示すこの法人の応諾決定者宛に文書で提出を受けるものとし、この法人において第6条に則り審査し承認の可否を判断する。この法人が発出する応諾文書には、協力内容を明示する。

(応諾の決定)

第6条 他団体から依頼があった場合の応諾の決定は以下のとおりとする。

- 1) 本部共催及び費用負担を伴う本部協賛等の場合は、理事会の承認を必要とする。費用負担を伴わない本部協賛・後援等の場合は総務委員会の承認を必要とし、応諾の結果は理事会において適宜報告を行う。
- 2) 委員会、研究部会等の共催・協賛等で費用負担を伴う場合には理事会の承認を必要とする。委員会、研究部会の共催・協賛・後援等で費用負担を伴わない場合は総務委員会の承認を必要とし、応諾の結果は理事会において適宜報告を行う。
- 3) 支部の共催・協賛・後援等の場合は、支部長の承認を必要とし、応諾の結果は理事会において適宜報告を行う。

	費用負担	本部	委員会・研究部会	支部
共催	有	理事会承認	理事会承認	支部長承認、理事会報告
	無	理事会承認	総務委員会承認、理事会報告	支部長承認、理事会報告
協賛	有	理事会承認	理事会承認	支部長承認、理事会報告
	無	総務委員会承認、理事会報告	総務委員会承認、理事会報告	支部長承認、理事会報告
後援	無	総務委員会承認、理事会報告	総務委員会承認、理事会報告	支部長承認、理事会報告

(依頼・手続き)

第7条 共催・協賛・後援等を他団体に依頼する場合は、原則として開催日の1ヶ月前までに、依頼団体に依頼文書で提出する。この法人において第8条に則り審査し依頼の可否を判断する。この法人が発出する依頼文書には、協力内容を明示する。

(依頼の決定)

第8条 他団体へ依頼する場合の決定は以下のとおりとする。

- 1) 本部主催の講演会・講習会・シンポジウム・見学会等に対する共催及び費用負担を依頼する協賛等を依頼する場合は、理事会の承認を必要とする。費用負担を依頼しない協賛・後援等を依頼する場合は総務委員会の承認を必要とし、理事会において適宜報告を行う。
- 2) 委員会、研究部会等が主催の講演会・講習会・シンポジウム・見学会等に対する費用負担を依頼する共催・協賛を依頼する場合は理事会承認を必要とする。費用負担を依頼しない共催・協賛・後援等の場合には総務委員会の承認を必要とし、理事会において適宜報告を行う。
- 3) 支部主催の講演会・講習会・シンポジウム・見学会等に対する共催・協賛・後援等を依頼する場合は、支部長の承認を必要とし、理事会において適宜報告を行う。

	費用負担	本部	委員会・研究部会	支部
共催	有	理事会承認	理事会承認	支部長承認、理事会報告
	無	理事会承認	総務委員会承認、理事会報告	支部長承認、理事会報告
協賛	有	理事会承認	理事会承認	支部長承認、理事会報告
	無	総務委員会承認、理事会報告	総務委員会承認、理事会報告	支部長承認、理事会報告
後援	無	総務委員会承認、理事会報告	総務委員会承認、理事会報告	支部長承認、理事会報告

(責任の範囲)

第9条 共催を応諾及び依頼する場合は、責任分担範囲及び費用分担範囲を覚書あるいは依頼文書で明記する。協賛を応諾及び依頼する場合は、費用分担範囲を覚書あるいは依頼文書で明記する。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 本規程は、理事会の承認（令和4年12月21日）をもって施行する。

②本規程の変更および廃止は、理事会の承認を得なければならない。